

## (2) 地域協同組合をめぐる議論と総合農協の展望

福井県立大学

北川太一

### 1 本章の課題

周知のように2015年に行われた農協法改正では、それまでの非営利規定から「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」と変更され、このことによって総合農協は、いわゆる「職能組合」の方向に舵を切ることになったとされる。しかし、その内容は、必ずしも農協が協同組合であることが前提とされていないという点で“農業専門事業体”的方向に舵を切った、と表現するのが適切であろう。周知のように今回の法改正の契機になったのは、2014年5月に規制改革会議（農業ワーキンググループ）によって示された『農業改革に関する意見』である。そこでは、「競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現する」ことを目的として農協制度の見直しが提言され、その大部分が今回の農協法改正に反映されたことになる。

実は、こうした農協に対する強い改革要請、とりわけ農協の組織や事業方式に対して解体的な改革を求める動きは今に始まったことではなく、それは1980年代にまで遡ることができる。当時は、「国際化農政」推進のもとで財界を中心とした各方面からの農業・農政改革に関する提言圧力が流布していた時代であるが、その嚆矢となったのが「NIRA提言」（総合研究開発機構『農業自立戦略の研究』）であり、これから「農業政策」として七つの提言がなされ、その一つに「農業協同組合の再検討」が位置づけられた。そこでは、農協間の競争こそが農家の利益を最大にするという認識に立ち、次のような農協の制度、事業、組織への転換を求めている<sup>1)</sup>。

- ① 農家が加入する農協を自由に選択できるようにすれば、農協の事業・経営能力の向上が期待できることから、農協のゾーニング規制を撤廃する。
- ② 農協購買事業における独占的性格を排除し、農協とアグリビジネス企業

とが競合する市場を形成する。

③ 協同組合原則は農家が均質である場合に成立するものであって、農家の階層分化が進んだ段階では原則に基づいて農協を運営することは適切ではない。したがって、専業的農家を組織した専門農協と、兼業農家も含めた地域住民を対象に組織する地域農協を併存させる。

ここからわかるように、これから日本農業を、国際競争力を備えた成長・輸出型産業として展望し、それを実現するための農協制度が必要であると主張したのである。この点は、今回の一連の議論が、農業の「活力創造」「成長産業化」のための手段として農協改革を位置づけて、農協から総合性を取り外そうとしていることと状況は同じである。

このように総合農協のあり方を規定するのは、種別の協同組合法制を前提とする限りは、日本農業の将来とりわけ担い手の構造をどう展望するのか、より具体的には①農業政策を産業政策の観点のみに位置づけて、企業的経営も含めた少数精鋭型の担い手による農業構造を展望するのか、そうではなく②農業・農村が有する多面的な役割を重視し、多種多様な担い手の存在を認めた構造を展望するのか、どちらに立脚するのかである。

本稿では、明示的には検討はしないが②の立場を念頭に置きながら、総合農協の将来について考えてみたい。協同思想なき「農協改革」論に抗するためにには、JAグループがめざしている「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」の具体像を農協関係者が真剣に考え、展望し、自ら実践していくことが重要であり、この点について検討するためにはやや遠回りではあるけれども、これまでの議論の経過を検証していくことも有効であると考えられる。

そこで以下では、総合農協の将来像をめぐって、「生活基本構想」と「地域組合化論」を取り上げて、改めて今日的に内包している論点を確認する(2.)。次に、総合農協存立の論理と条件について若干の事例も交えて考察する(3.)。以上を踏まえたうえで、今後JAグループが「食と農を基軸とした地域の協同組合」を展望するうえで重要課題となるであろう「地域の活性化」の問題を取り上げて、JAグループの対応課題について述べたい(4.)<sup>2)</sup>。

## 2 総合農協の将来像をめぐってー「生活基本構想」と「地域協同組合化論」ー

### 1) 地域協同組合化を展望した「生活基本構想」

日本農業の構造改革を柱とした成長産業論、あるいはこうした方向に寄与するための農業専門事業体化論に対して、これまで系統農協組織（JAグループ）は決して無策であったわけではない。むしろ早い時期から家族経営を基盤とする農家を正組合員として、農産物の販売や農業生産資材の購買といった営農経済分野だけではなく、生活購買、信用、共済、福祉など複数の事業を営む総合農協の特性を活かすべく、組合員の暮らしに関わる利益を守り、より良い地域社会をつくるという協同組合の理念を実行するための方針を提起してきた。

その一つが、1970年（第12回全国農協大会）に提起された「生活基本構想」（正式名称は「農村生活の課題と農協の対策」）である。当時の背景として、経済の高度成長に伴う都市化・混住化の進展、生活ニーズへの期待が高まるとともに、1960年代から積極的に取り組まれた生活指導員の養成と農協婦人部（当時）による健康管理や生活設計、文化娯楽などを内容とする農村生活改善に関する活動の展開がみられたことがある。

生活基本構想では、これから総合農協の方向性として、職能性を重視して正組合員農家を対象にした営農関連事業のみを行うのではなく、地域住民の准組合員化を促しながら生活面の事業・活動を積極的に展開することが提起された。具体的には、①農業者を生産者と同時に消費・生活者として位置づけ、②農協の事業活動は組合員家庭の生活設計と無関係に行われるものではないとの考え方から、購買、信用、共済も含めて「生活」と捉えた。

さらに注目すべきは、農協が「農村地域社会建設」に取り組むことを明確にした点である。すなわち、「これまで農協は、単に農業者だけの組織たるにとどまらず、地域に住む人びとも希望するものはメンバーに加え地域の相互扶助による経済的・社会的中核体の役割を果たしてきたが、人間連帶のゆたかな郷土建設の必要性がますます高まっていく時代において、農協は、これまでの歴史的な実績をふまえ、その建設の核となって運動を展開していくべきである」（傍点筆者）とされ、地域住民の積極的な准組合員加入促進を提起し、農協と地域社会との関係を示しながら地域協同組合の方向性を明確にしたのである。

実は、これに先立って系統農協組織では、1967年の第11回全国農協大会におい

て「農業基本構想」（正式名称は「日本農業の課題と農協の対応」）を決議した。そこでは農業の近代化、高い生産性の実現を目的とする当時の基本法農政に対して、こうした政策を過度に推し進めることは自立経営農家の育成という選別政策につながりかねず、国による画一的な政策に対する懸念を表明していた。すなわち、生活基本構想の制定により、営農面と生活面の事業・活動という車の両輪が揃ったわけで、それはまさに協同組合はくらしに根ざした組織であるという考え方をベースにして、地域住民（准組合員）も重要なメンバーと位置づけながら営農と生活の活動にバランス良く取り組み、相互に関係を有して好影響を及ぼし合うことが重要であるという認識に立つものであった。

ただし、こうした営農と生活とがリンクした当時の方針が、当初の理念通り実践されたかと言えば必ずしもそうではない。1990年代以降、農協の事業・経営改革の課題に重点を置いた取組みが進められたために、また介護保険制度導入を契機とする福祉事業の本格的展開に力が注がれたために生活基本構想以来掲げてきた生活面での取り組み方針が後退し、その具体像を詰めるまでには至らなかつた。

## 2) 「地域協同組合化論争」－その背景と主要論点－

次に取り上げるのが、いわゆる「地域協同組合化論争」である。これは、1970年頃から起こった日本の総合農協の将来方向をめぐる議論の対立である。具体的には、あくまで農協を「農民」（現在は「農業者」）の協同組織であると規定した農協法第1条の理念を重視して、「職能組合」としての性格を堅持すべきであるとする論（職能組合論）と、これから総合農協は、職能性から脱却して地域住民までも組織した「地域組合」に転化すべきであり、そのためには地域住民の積極的な准組合員加入を促し、最終的には正・准組合員の区別を廃止すべきであるとする主張（地域組合論）との間で繰り広げられた論争である。

この論争にはいくつかの背景がある。一つは、法制度面の問題である。しばしば指摘されるように、農協法第1条が「農民（当時）の協同組織」であるという職能的性格を定めながら准組合員制度を認め営農面以外の事業の兼営を認めるなど、地域協同組合的な性格を定めるといった、職能性と地域性が混在する矛盾を内包していたことである。

二つは、実体面の問題である。1960年代後半頃から、大都市圏を中心にいわ

ゆる「都市農協」問題が発生した。そこでは、正組合員農家の資格喪失、准組合員の増加、兼業や土地売却代金収入による貯金量の増大、営農関連事業の相対的縮小がみられた。こうした性格を有する都市農協の広がりは、農協の性格を職能組合として規定することが難しくなったのである。

三つは、運動面（系統組織としての方針）における問題であり、前述した「生活基本構想」の策定が、農協の地域協同組合化への舵を大きく切ったことである。

さて、論争の代表的論者は、佐伯尚美氏（職能組合論）と鈴木博氏（地域協同組合論）であったが<sup>3)</sup>、ここでは現代的に総合農協が抱える課題との関連で、佐伯が地域協同組合論に提示した論点に注目してみたい。それは、概ね次の3点の整理ができるよう。

第一は、農協の結合原理（利害の共通性）をどこに求めるのか、という点である。そもそも、地域社会における異質な成員を組織することができる結合原理は存在するのか。居住地域と同じとする地域原理が、職能原理に取って代わることができるのか。さらには、異質な成員間の利害調整をどのようにはかるのか、という指摘である。

第二は、農協が総合事業として展開する各事業部門、特に非営農面の事業において、一般企業との競争に伍する可能性があるのか、という点である。非営農面の事業は、そのほとんどが一般企業との競争に直面しており、それに対応すべく事業ごとの専門性を求めていくならば、はたして農協は総合的な形態を維持できるのか、という指摘である。

第三は、農業者の結集組織としての有利性が、実際に維持できるのかという点である。とりわけ、少数者とならざるを得ない農業者の利益を農協運営に反映させていくこと、さらには、農業政策の遂行機関としての役割、それに伴う利便性確保を農協が行うことができる条件を確保できるのか、という指摘である。

### 3) 「地域協同組合化論争」その後

論争は、実体としての総合農協が地域組合化の方向を進み、それを「不可避」とする考えも出るなど次第に収束していった。1980年代以降、農協の運動方針として「経営刷新」や合併問題等が重要なテーマになったこともあり、地

域協同組合化の議論は影をひそめてしまったといえる。

地域協同組合化の論陣を張った鈴木は、後年、次のように論争を総括している<sup>4)</sup>。そもそも、職能組合とは同業組合（同業者の共通の利益を守る事業のみを行う組合）のことであり、地域協同組合論は、「協同組合は同業組合ではない」ということを強く主張したに過ぎない。すなわち、農協は相互扶助の精神に基づいて活動や事業を行うための団体であり、業種・職種は違っても共通の目標に向かって地域社会におけるさまざまな協同活動や協同事業に関わるものである。したがって、「地域」そのものに特別な意味があるわけではない。さらに鈴木は、職能組合論は、経済的利害の同一性をもっぱら職能原理（組合員資格の限定）のみに押しつけたものであって、異なった職能・業種には「協同」が成り立たないとしたところに誤りがあるとし、改めて正・准組合員制度を撤廃し、すべての組合員に運営参加権を与えるべきとした。

こうして収束をみた論争であったが、現実の農協が准組合員比率を高めるとともに、協同組合間協同や非営利協同セクターとの連携が強調され新しい取組み事例が生まれてくる中で、総合農協の将来展望に関する問題提起を行ったのが河野直践である<sup>5)</sup>。

河野は、佐伯と鈴木によって行われた論争を踏まえて、現実的な協同組合セクターの展開方向を「産消混合型協同組織」という形態に活路を見出した。特に、現行の協同組合制度が消費者や生産者といった立場の同一性やメンバー利用度の均質性を想定していることに疑問を呈し、各地の事例にも基づきながら、①産消混合型の生協、②産消混合型の株式会社、③産消混合型の同人的会社、④労働者協同組合による農家・消費者の包摂、という四つの将来像を析出した。そして、総合農協も含めた協同組合を展望する基本視点として、①生産者と消費者との双方を組合員とする、②必要に応じて消費者組織や生産者組織も組合員になれるようにする、③事業従事者（労働者）も組合員になれるようにする、④組織内部での農産物の生産と消費および余剰分の組織外への販売を可能とする、といった諸点をあげた。さらに河野は、職能組合論は「視野狭窄」であるとする一方で、鈴木による「地域協同組合論」も「地域」を超えた人々の協同活動の必要性やその展開を位置づけることが困難になるという限界を指摘し、農協の産消混合型協同組合化、もしくは協同組合一般法の新規制定を積極的に

検討すべきであると主張した。

このように河野は、早い時期から「生産者と消費者とが協力しあうしくみ」を実現する協同組織として「産消混合型協同組織」を積極的に位置づけることを提起し、地域の生産者（正組合員）と住民（准組合員）という問題設定を超えて、消費者や都市住民との協働の姿を展望したのである<sup>6)</sup>。

#### 4) 現代的含意

以上みてきたように、「生活基本構想」の内容と「地域協同組合化論争」がその後の経過も含めて提示した諸論点は、現在JAグループが総合農協の将来像として指定している「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」を考えるうえで重要な示唆を与えてくれる。特に、生活基本構想は、地域住民を准組合員として迎え入れることにより、くらしや地域社会の発展に貢献する機能を果たし、農協の地域協同組合としての性格を強めていこうとするものであった。しかし、上述の佐伯による論点提示があったにもかかわらず、農協においては、信用、共済をはじめとする事業量の伸長を目的とした准組合員の加入促進、2000年代に入ってからは、員外利用制限問題への対応を目的とした准組合員の加入促進に結びついたことは否めない事実であろう。佐伯が示した点に即して言えば、第二の点（一般企業との競争）に対応するべく地域住民の准組合員化（顧客化）を促しては来たけれども、第一の点（異質な成員を組織することができる結合原理）と第三の点（農業者の利益確保）に対する対応が不十分であったとみることができる。

J Aグループが「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」をめざすのであれば、JA事業で結びついた准組合員を積極的に位置づけ、河野らが展望した食と農（産地と消費者）が融合した協同組合像を実現するための事業や活動のしくみを明らかにすべきであろう。その際にまず問われることは、総合事業から生み出される強みの発揮とその実現条件であると考えられる。そこで次節では、この点について検討していきたい。

### 3 農協の総合力発揮の論理とその条件

#### 1) 総合力発揮の論理

総合農協の強み、すなわち農協の総合力とは、農協が複数の事業を兼営して

いることから生じる経済的効果であるとされてきた。このことを経済学では「範囲の経済効果」と呼ぶことがある。例えば、一つの企業経営において複数の製品を同時に生産・販売した場合、それぞれの製品を別々に生産・販売する場合よりも費用が削減されること、つまり複数の製品を同時に生産・販売することにより両者に共通でかかる費用が削減されることをいう<sup>7)</sup>。

これを総合農協にあてはめて考えた場合、典型的な例は農畜産物の販売事業を通じてその販売代金が組合員の貯金口座に振り込まれることにより、信用事業における貯金の吸収コストや購買事業における未収金回収のためのコストが節約できることである。こうした効果の発揮のためには営農指導事業の有効な実施があると考えられ、この点は、信用や共済事業も含めた生活関連事業と生活指導事業との関係についても同様であり、総合農協における範囲の経済効果、すなわち総合力発揮の条件として長年存在していたのがコメに代表される食糧管理法（食管法）に基づく事業方式である。

しかし現代の農協においては、上述の複数事業の兼営による共通的なコストの削減という意味での総合力発揮は困難になりつつある。食管法廃止に代表される伝統的な事業方式の後退（撤廃）、農協内部における事業部門ごとの組織の縦割り化の進展と事業別に専門化する連合会の存在、さらには2000年以降強く要請してきた事業部門別の採算性確立やコンプライアンス重視のもとで強まりつつある事業組織の閉鎖性の進展などは、伝統的に考えられてきた総合力発揮の条件を根底から崩壊させつつあると言っても過言ではない。

もちろん、総合農協の存在は今日的にも重要な意味を持つ。2015年秋に開催された第27回JA大会の決議にも示されているように、農協が多くの領域にわたって事業や活動を展開しながら組合員や地域住民にサービスを提供していることは、企業や行政にはできない地域のくらしを維持していく「生活インフラ機能」を果たしていることには間違いない。ただし、それはあくまで必要条件である。つまり、総合農協という形態そのものが農協の存在意義を持続的に高めていくわけではない。求められているのは、農協関係者が意識的に総合力発揮に向けた条件づくりを行うことである。

実は、上述した「範囲の経済効果」は、複数の事業が完全に実施されることによって生じる「相補効果」（コンプリメント効果）と呼ばれるものであるが、

これとは別に、経営に関する情報・技術さらには人材といった資源が複数の事業において多重に利用されることによって経営に関する諸資源の有効利用がはかられる経済効果がある。これを「相乗効果」(もしくは「シナジー効果」)、あるいは「範囲の経済効果」と区別して「連結の経済効果」と呼ぶことがある<sup>8)</sup>。

このことを総合農協にあてはめると、組合員が一つの事業を利用することを通して他の事業に関する情報を獲得して関心を持ち理解を深め、実際に利用に至ることがある。例えば、農産物直売所の利用者が地域の農業や食の問題に関心を持つようになり、直売所施設を利用して食農教育活動が展開されるようになるといったことである。つまり、「範囲の経済効果」における「相補効果」が、主として共通費用の削減というインプットの側面に重点が置かれているのに対して、「相乗効果」(シナジー効果) あるいは「連結の経済効果」の考え方は、アウトプット、すなわち利用者(組合員)の満足度の向上(広い意味での利益の獲得)に重点が置かれた考え方である。

このように考えると、農協がいわゆる「効率性基準」(事業の展開に際して投入したコストに対してどの程度成果が得られたか)に偏ることなく「有効性基準」(事業の展開を通して広い意味での組合員の経済的利益がどれだけ満たされたか)も視野に入れた経営を行うことが重要であり、農協の総合力発揮の今日的課題を「連結の経済効果」の発揮であると捉えたうえで、そのための条件を整えることに創意工夫が必要である。特に、農協の正組合員における大規模農家、零細兼業農家および土地持ち非農家への分化、「地域農業の応援団」や「地域振興の主人公」として位置づけるべき准組合員の利用実態の多くが特定の事業のみに限定されているという状況を考えれば、情報・技術・人材をはじめとする経営資源の共有に基づく複数事業利用への深堀が急務の課題である。それでは、こうした課題に取り組むために求められていることは何か。以下、若干の事例紹介をもとにして考えてみたい。

## 2) 総合力発揮のための条件

### －「事業ネットワーク戦略」を通じた組合員満足度の向上－

協同組合が発揮すべき総合力を「連結の経済効果」(シナジー効果)であると捉えたうえで、「事業ネットワーク戦略」を核とした経営を展開しているのが福井県民生協である<sup>9)</sup>。こうした当生協の考え方は、県の経営品質知事賞を受賞

した2005年に策定された第7次中期計画において具現化され、その後「食の安全とくらしの安心で組合員へのお役立ち」と「組合員の満足と、地域社会のために」を基本理念とし、「組合員の満足と地域社会のために『食と福祉と助け合い』の事業と活動のネットワークによる『シナジー効果』を発揮し、健康長寿で安全・安心な福井づくりに組合員と職員の協同の力で高い意思を持って挑戦し続ける」（第8次中期計画：2010年～14年）と定められた。

この背景には、組合員に対して無店舗（宅配）、店舗、共済、福祉をそれぞれ事業別に組合員の満足度向上をめざすのでは総合力の発揮が不十分ではないかという関係者間での認識の共有があり、従来の考え方が修正された。すなわち、組合員（その家族も含めて）の複数事業の利用を促すためにライフスタイルを十分に把握し考慮に入れたうえで、それに応じた事業対応（組合員に対する「お役立ち」）をはつきりと明示した。そこでは、生協事業の特色である食の分野を基盤としながら、無店舗（宅配）事業や店舗事業を使って組合員の食を支援し、組合員のライフスタイルに応じて、子育て支援事業、共済事業、介護事業を開拓する。その際、単に事業分量やその場限りの満足度のみを目標にするのではなく、一般企業にはない協同組合事業の特色を“組合員の生涯にわたるくらしを応援する事業”と明確化することによって「連結の経済効果」（シナジー効果）の発揮をめざしているのである。

こうした効果発揮のための条件としてまず必要なことは、組合員とその家族に関する暮らしの情報・ニーズを的確に把握し、これらの蓄積（データベース化）をはかることである。そのうえでさらに求められることは、組合員が協同組合の事業や活動およびその背後にある理念に共感して双方に信頼の関係が構築されることである。

#### 4 JAグループの対応方向

##### －総合農協として「地域の活性化」にどう取り組むか－

農協批判の潮流に抗し、農協が協同組合としての役割を果たしていくためには、これまでJAグループが掲げてきた方針や理念を今一度確認しながら、日本の農業およびそれにかかる食料問題と地域・くらしの将来ビジョンを相互に関連づけながら明確にし、具体性のある実行方策とそれに貢献するために農協

がめざすべき姿をリアルに描き、それを地道に実践していくことに尽きるであろう。

この点に関連して第27回JA全国大会（2015年）の決議では、「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」が「自己改革の最重点課題」として位置づけられ、すべての農協が取り組むべき課題とされ、それは今回の大会においても引き継がれる予定である。しかしながら、これからはJAグループがめざすべき姿が「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」であるならば、大会決議において「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」と並んで「基本目標」の一つとされている「地域の活性化」も、当然すべての農協が取り組むべき課題である。なぜならば、「自己改革」がめざす方向が「農業者所得の増大」や「農業生産の拡大」に特化し専門的で高度な営農企画機能と営農経済事業の展開のみを求めていくならば、JAグループは農業専門事業体としての機能を強化しなければならなくなる。それはとりもなおさず、地域の農協が農業専門的な農協に向かうことになり、それが准組合員不要論、ひいては総合農協解体論にもつながりかねないからである。その意味で、農協が総合農協としての役割を果たすためには地域活性化にどこまで取り組めるかが試金石となる。

地域の活性化とはやや曖昧な概念であるが、それは自然環境・地域資源の保全と持続的な活用を前提としながら、ヒト、モノ、カネ、情報等が地域の中で関わり合い、つながり合うしくみを創りながら、地域の維持・発展をめざす取り組みである。農協にあてはめて考えれば、農協が歴史的に培ってきた人材、地域の特産物や施設、事業実施のノウハウ等を活かし、組合員や地域住民が有するニーズ・情報を適確に把握しながら「安心して暮らせる豊かな地域社会」を築く（「JA綱領」二つ目の主文）ことと捉えることができる。

そこで、第27回大会の決議においては「『地域の活性化』への貢献」として多くの内容が盛り込まれているが、それらは①総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮、②「JAくらしの活動」を通じた地域コミュニティの活性化、③「地方創生」への積極的な参画の3点にほぼ集約される。①については、言うまでもなく農協は、営農経済に加えて生活購買、信用、共済、福祉等さまざまな事業を各地で展開しており、これらの事業は農家正組合員だけではなく地域住民が必要としているものも多い。この点で農協は、民間企業や行政にはでき

ない地域・くらしの維持機能を果たしており、このことが総合農協の存立条件となっている。ただし、先に述べたように、これはあくまで必要条件であり、農協関係者が意識的に地域のくらし維持機能の発揮に向けた条件づくりを行うことが重要である。

この条件づくりこそが、②の「くらしの活動」の展開であるといえよう。そもそも、それまでの「生活活動」から「くらしの活動」の展開へと舵を切った背景には、21世紀に入っていわゆる「構造改革政策」の歪が生じた結果、「老後の心配」「医療・福祉」「食料」と並んで「地域格差」問題に不安を感じる国民が増えているという点にあった（JA全中『JAくらしの活動～必要性と取り組み～』2008年8月発行）。そこでは、組合員や地域住民（およびその家族）をめぐる生活問題解決に向けた活動にとどまるのではなく、地域において組合員や地域住民間の世代や属性を超えたつながりを創り、くらしの課題を解決する活動を農協が応援・促進していくことを目的としてくらしの活動が定められた。したがって、地域における組合員等による自主的な協同活動を、農協が持つ人材・施設やノウハウなど有形・無形の経営資源や既存の事業を通して応援していくことが重要である。あるいは逆に、准組合員に典型的な特定の事業利用者に対して活動参加を促し、農協はもとより地域農業や食への理解者を増やしていくことも必要である。すなわち、くらしの活動の展開を通して、事業利用者や活動参加者の満足度を向上させる（広い意味での利益を獲得する）「連結の経済効果」（シナジー効果）発揮のための条件づくりを行うことが重要である。

このように考えると、農協によるくらしの活動を核とした地域活性化の取り組みは、一部の担当者が該当する活動を毎年消化すればよいというものではない。すべての職員が、組合員や地域住民に協同組合としての農協の考え方、それに基づく農協の活動等に関する情報を提供すると同時に組合員が有するくらしに関わるニーズを把握して、しかるべき事業や活動分野につないでいくことが必要であり、このことによって農協に対する理解や共感を得ながら組合員の満足度を高め、事業や活動の深化をはかることが重要になろう。

#### 注

- 1) 叶芳和『農業先進国型産業論　日本の農業革命を展望する』、日本経済評論社（1982年）

262～263ページ。なお、こうした一連の「農協批判」の経過については、拙著『いまJAの存在価値を考える「農協批判」を問う』家の光協会、2010年も参照。

- 2) 本稿は、次の拙稿をベースにしている。あわせて参考されたい。北川太一「総合農協の意義と存立条件を改めて問う」『協同組合研究誌「にじ」』2016臨時増刊号（2016年9月）、北川太一「総合農協の役割發揮と将来展望を考える—総合農協の『地域協同組合化』をめぐる議論をもとに—」『協同組合研究誌「にじ」』2017臨時増刊号（2017年9月）、
- 3) 代表的な論稿として、佐伯尚美「地域組合化論を批判する」『地上』第25巻第2号（1971年2月）、鈴木博「都市農協問題と『地域』協同組合論—『地域組合論』批判の検討を中心に—」『農林金融』第26巻第8号（1973年8月）がある。以下の記述も、主としてこれらの論稿に基づいている。
- 4) 鈴木博「地域協同組合化論争の終焉」『長崎県立大学論集』第30巻第4号（1997年3月）を要約した。
- 5) 以下では、河野直践「現代日本農業論・協同組合論における『産消混合型協同組合論』問題—鈴木博『地域協同組合論』の先にあるもの—』『長崎県立大学論集』第30巻第4号（1997年3月）の記述によった。
- 6) 河野の一連の主張とも関連して、本野一郎は、「農業＋食料＋自然環境」を包摂した考え方としての「たべもの」を前面に出し、そこに多くの人々が結集できるような「たべもの協同組合」の構築に農協はチャレンジすべきであると主張した。本野『いのちの秩序 農の力—たべもの協同組合への道』コモンズ（2006年）、第3章。
- 7) この点については、北川太一・柴垣裕司編著『農業協同組合論（第3版）』JA全中（2018年）63～64ページを参照。
- 8) 例えば、宮澤健一『制度と情報の経済学』有斐閣（1988年）第3章を参照。
- 9) こうした福井県民生協の取組みについては、拙稿「協同組合による地域再生への関与と参加問題」『協同組合研究誌「にじ」』No.637（2012年春号）などを参照。

